

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 徳島県鳴門市撫養町斎田字西発88番地の1ほか(別表1) 所在の
うずしお保育園 敷地7筆 (1,337.61 m²)

(2) 徳島県鳴門市撫養町斎田字西発88番地の1ほか(別表1) 所在の
鉄筋コンクリート造・陸屋根 うずしお保育園 園舎1棟 (783.15m²)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に提供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳴門市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、鳴門市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

